



宮 崎 県 公 報

令和4年5月23日(月曜日) 第308号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○海岸法施行細則の一部を改正する規則…………… (河川課) 1		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 4
告 示		公 告
○生活保護法に基づく指定施術者の名称の変更… (福祉保健課) 1		○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2 件) …………… (“) 4
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (“) 2		○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 5
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 2		○道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 6
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 2		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 3		○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 8
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3		○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 8
○介護医療院の開設許可…………… (“) 4		○入札公告 (4 件) …………… 9
		○落札者等の公告…………… 18
		正 誤
		○令和3年9月30日付け県公報 (第 242号) 別冊 中…………… 19

規 則

海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

海岸法施行細則の一部を改正する規則

海岸法施行細則 (昭和37年宮崎県規則第1号) の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第9号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の海岸法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 348号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出をした指定施術者の名称

名 称	所 在 地
訪問マッサージハートナー日向	日向市上町2-14
やまだ整骨院	日向市江良町3丁目60番地2

2 届出事項

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問マッサージOFA療養サポートセンター日向支店	訪問マッサージハートナー日向	令和4年4月1日

みなと鍼灸整骨院	やまだ整骨院	令和4年4月1日
----------	--------	----------

宮崎県告示第 349号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（第55条第2項において準用する同法第50条の2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
岩崎整骨院	都城市上川東2丁目18号12番地	令和4年3月16日

宮崎県告示第 350号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
山内歯科医院	日向市春原町1丁目20番	山内歯科医院	日向市春原町1丁目20番
有限会社 共栄調剤薬局	日向市伊勢ヶ浜 19番地	訪問看護ステーションえん	日向市伊勢ヶ浜 19番地

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市春原町1丁目5番2号	日向市春原町1丁目20番	令和4年4月1日
日向市大字日知屋古田町12番地2	日向市伊勢ヶ浜 119番地	令和4年4月1日

宮崎県告示第 351号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務所の所在地		
4560690077	かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	宮崎県日向市江良町4丁目81番地 柏田テナント1階北側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光寺中ノ原1158番地7	令和4年4月1日	訪問看護
4570204687	福祉用具 りん	宮崎県都城市鷹尾2丁目9-1	合同会社Tree House	宮崎県北諸県郡三股町蓼池4609番地4	令和4年4月1日	特定福祉用具販売
4570204687	福祉用具 りん	宮崎県都城市鷹尾2丁目9-1	合同会社Tree House	宮崎県北諸県郡三股町蓼池4609番地4	令和4年4月1日	福祉用具貸与
4570204695	リハケアへるぶ	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	株式会社リハケア研究所ウィル	宮崎県都城市上長飯町38号1番地	令和4年4月1日	訪問介護
4570401523	ヘルパーステーション南の郷	宮崎県日南市南郷町中村甲1459-3	株式会社椏	宮崎県日南市南郷町中村甲 400番地	令和4年4月1日	訪問介護
4570401531	南風の丘 訪問入浴サービス事業所	宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地4	社会福祉法人大樹会 Social Work日南	宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地2	令和4年4月1日	訪問入浴介護
4570501140	デイサービス七ころび八起き	宮崎県小林市水流通 229-7	株式会社Enjoy-Work	宮崎県小林市堤 3555番地1	令和4年4月1日	通所介護
4570900524	ケアステーションすまいりんぐ	宮崎県えびの市原田2139番地	合同会社Keep Smiling	宮崎県えびの市原田2139番地	令和4年4月1日	訪問介護

4570900532	介護付き有料老人ホームさつき苑	宮崎県えびの市亀沢 391番1号	医療法人社団さつき会	宮崎県えびの市亀沢 391番地1	令和4年4月1日	特定施設入居者生活介護
4571901109	養護老人ホームあけぼの園	宮崎県東諸県郡国富町木脇1462番地	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団	宮崎県宮崎市原町2番22号	令和4年4月1日	特定施設入居者生活介護
4572200378	五ヶ瀬町社会福祉協議会指定通所介護事業所	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 10725番地5	社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所 10725番地5	令和4年4月1日	通所介護
45B0900012	京町共立病院 介護医療院	宮崎県えびの市向江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向江 508	令和4年4月1日	短期入所療養介護
4562090169	訪問看護ステーション Yell	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋72番地	合同会社エスポワール	宮崎県児湯郡新富町下富田4444-51	令和4年4月30日	訪問看護

宮崎県告示第 352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560690077	かかりつけ訪問看護ステーションふた葉	宮崎県日向市江良町4丁目81番地 柏田テナント1階北側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光寺中ノ原1158番地7	令和4年4月1日	介護予防訪問看護
4570204687	福祉用具 りん	宮崎県都城市鷹尾2丁目9-1	合同会社Tree House	宮崎県北諸県郡三股町蓼池4609番地4	令和4年4月1日	介護予防福祉用具貸与
4570204687	福祉用具 りん	宮崎県都城市鷹尾2丁目9-1	合同会社Tree House	宮崎県北諸県郡三股町蓼池4609番地4	令和4年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
4570401531	南風の丘 訪問入浴サービス事業所	宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地4	社会福祉法人大樹会 Social Work 日南	宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地2	令和4年4月1日	介護予防訪問入浴介護
4570900532	介護付き有料老人ホームさつき苑	宮崎県えびの市亀沢 391番1号	医療法人社団さつき会	宮崎県えびの市亀沢 391番地1	令和4年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
4571901109	養護老人ホームあけぼの園	宮崎県東諸県郡国富町木脇1462番地	社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団	宮崎県宮崎市原町2番22号	令和4年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
45B0900012	京町共立病院 介護医療院	宮崎県えびの市向江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向江 508	令和4年4月1日	介護予防短期入所療養介護
4562090169	訪問看護ステーション Yell	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋72番地	合同会社エスポワール	宮崎県児湯郡新富町下富田4444-51	令和4年4月30日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4572000406	天包荘デイサービスセンター	宮崎県児湯郡西米良村竹原 432	社会福祉法人成徳	宮崎県児湯郡西米良村竹原 432	令和 4 年 4 月 30 日	通所介護

宮崎県告示第 354号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 107条第 1 項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	介 護 医 療 院		開 設 者		許 可 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
45B0300015	医療法人中心会野村病院介護医療院	宮崎県延岡市出北五丁目 4 番 26 号	医療法人中心会野村病院	宮崎県延岡市出北五丁目 4 番 26 号	令和 4 年 4 月 1 日	介護医療院
45B0900012	京町共立病院 介護医療院	宮崎県えびの市向江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向江 508	令和 4 年 4 月 1 日	介護医療院

宮崎県告示第 355号

森林法（昭和 26 年法律第 249号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之城日平乙 235、宇谷之城乙 249-35、乙 249-36、乙 249-58、乙 249-60
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 356号

森林法（昭和 26 年法律第 249号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成 29 年 3 月 21 日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和 41 年 1 月 28 日宮崎県告示第 56 号

(二) 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採方法 変更しない。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。日向市・東臼杵郡美郷町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日向市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 357号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

串間市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木

の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 魚つき

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

五(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 串間市
(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 358号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	児湯郡西米良村大字上米良字松之尾 381番12地先から同郡同村同大字同字 381番12地先まで	旧	6.6~31.2	195.2
				新	20.1~31.2	195.2

宮崎県告示第 359号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字山 伏谷1246番 11地先から 同郡同町同 大字同字12 43番3地先 まで	旧	9.8～ 23.0	93.6
				新	9.8～ 34.3	93.6

宮崎県告示第 360号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字黒原 6340番6地 先から同郡 同町同大字 字中畑6364 番4地先ま で	旧	5.1～ 35.5	90.1
				新	6.1～ 38.4	90.1

宮崎県告示第 361号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門	令和4年5月23日

			川町大字川 内字上庭谷 3835番1か ら同郡同町 同大字同字 3835番1ま で	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 362号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字山 伏谷1246番 11地先から 同郡同町同 大字同字12 43番3地先 まで	令和4年5月23日

宮崎県告示第 363号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1066番1地 先から同郡 同村同大字 同字1068番 3地先まで	令和4年5月23日

宮崎県告示第 364号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字黒原 6340番6地 先から同郡 同町同大字 字中畑6364 番4地先ま で	令和4年5月23日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、江田山崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 野 義 美	宮崎市山崎町四郎房 935番地
理 事	中 原 雅 実	宮崎市阿波岐原町江田原1700番地
理 事	富 永 啓 明	宮崎市山崎町四郎房 880番地
理 事	中 原 勇 二	宮崎市阿波岐原町宮神3125番地5
理 事	中 原 常 和	宮崎市阿波岐原町宮神3136番地ハ
監 事	近 藤 邦 浩	宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地
監 事	近 藤 國 幸	宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地2
監 事	杉 田 幸 盛	宮崎市山崎町宮下 107番地2

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 野 義 美	宮崎市山崎町四郎房 935番地

理 事	中 原 雅 実	宮崎市阿波岐原町江田原1700番地
理 事	富 永 啓 明	宮崎市山崎町四郎房 880番地
理 事	中 原 勇 二	宮崎市阿波岐原町宮神3125番地5
理 事	中 原 常 和	宮崎市阿波岐原町宮神3136番地ハ
監 事	近 藤 邦 浩	宮崎市阿波岐原町鳥居原2094番地
監 事	近 藤 國 幸	宮崎市阿波岐原町鳥居原2190番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地3
理 事	楠 優	小林市真方6870番地2
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	小 島 利 春	小林市東方3934番地
理 事	大 山 秋 夫	小林市堤4305番地2
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ
理 事	古 川 幸 廣	小林市野尻町東麓2703番地
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理 事	福 本 正 三	小林市野尻町三ヶ野山3338番地24
理 事	笹 原 淳 一 郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17
理 事	深 瀬 浩 一	えびの市大字大河平3219番地 1
理 事	森 永 良 仁	えびの市大字杉水流 747番地 3

理 事	松 石 忠	西諸県郡高原町大字蒲牟田7419番地5
理 事	原 田 幸 一	西諸県郡高原町大字広原6153番地
理 事	邊木園 良 昭	西諸県郡高原町大字西麓4848番地9
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	中 満 敦 雄	えびの市大字原田3981番地1
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	村 岡 隆 明	えびの市大字栗下 884番地
理 事	高 妻 経 信	西諸県郡高原町大字西麓1009番地
監 事	溝 口 誠 二	小林市北西方 427番地4

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地3
理 事	坂 下 勇	小林市細野4874番地2
理 事	楠 優	小林市真方6870番地2
理 事	小 磯 信 夫	小林市北西方6947番地
理 事	小 島 利 春	小林市東方3934番地
理 事	大 山 秋 夫	小林市堤4305番地2
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	田之上 健 一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20
理 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ
理 事	古 川 幸 廣	小林市野尻町東麓2703番地
理 事	赤 崎 正 一	小林市野尻町三ヶ野山1683番地1
理 事	川 口 三 雄	えびの市大字末永1180番地2
理 事	笹 原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 117
理 事	深 瀬 浩 一	えびの市大字大河平3219番地1

理 事	丸 山 崇	西諸県郡高原町大字蒲牟田7250番地
理 事	原 田 幸 一	西諸県郡高原町大字広原6153番地
理 事	邊木園 良 昭	西諸県郡高原町大字西麓4848番地9
監 事	木 野 次 雄	えびの市大字原田3968番地
監 事	増 田 義 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田 276番地
理 事	宮 原 義 久	小林市細野2879番地
理 事	村 岡 隆 明	えびの市大字栗下 884番地
理 事	高 妻 経 信	西諸県郡高原町大字西麓1009番地
監 事	溝 口 誠 二	小林市北西方 427番地4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、江平第 1 地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 6 月 21 日まで
- 縦覧場所
都城市役所農政部農産園芸課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、都城市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 作業の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 作業地域
都城市の一部

3 作業終了日

令和 4 年 3 月 31 日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器及びソフトウェア） 1,292台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 4 年 10 月 31 日
- (4) 契約期間 令和 4 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで（60 月）

(5) 納入場所 仕様書別紙による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を

満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045

イ 提出期限 令和 4 年 6 月 14 日午後 5 時（送付にあっては、令和 4 年 6 月 14 日午後 5 時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 6 月 3 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 7 月 4 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 7 月 4 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札に関する質問

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和 4 年 6 月 28 日午後 5 時（送付にあっては、令和 4 年 6 月 28 日午後 5 時必着）

イ 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール（アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和 4 年 7 月 4 日午後 5 時（送付にあっては、令

<p>和 4 年 7 月 4 日午後 5 時必着)</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>9 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁本館 3 階総合政策部会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号</p> <p>(2) 日時 令和 4 年 7 月 5 日午前 10 時</p> <p>10 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。</p> <p>11 入札の無効に関する事項</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>12 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。</p> <p>(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については 2 回までとする。</p> <p>(4) 最低制限価格は設定しない。</p> <p>13 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県総合政策部 デジタル推進課 情報化システム担当</p> <p>14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (1, 292 computers)</p> <p>(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 4 July, 2022</p> <p>(3) Contact Point for Inquiries: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81- 985-26-7045</p> <hr/> <p>入札公告</p> <p>総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>令和 4 年 5 月 23 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の名称 宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務</p> <p>(2) 特定役務の特質等 宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。</p> <p>(3) 契約期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで</p>	<p>(4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 (1) の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。</p> <p>なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。</p> <p>イ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。</p> <p>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。</p> <p>オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。</p> <p>ア 全ての構成員が、2(1) に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>イ 代表構成員の出資比率は、30% 以上とすること。</p> <p>ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この一般競争入札に参加していないこと。</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>2(1) ア に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 5 月 23 日（月）から令和 4 年 5 月 27 日（金）まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部人事課人給システム担当 郵便番号 880</p>
--	--

－8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7409

(2) 期間 令和4年5月23日（月）から令和4年7月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び調達仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所 宮崎県総務部人事課人給システム担当

(2) 配布期間 令和4年5月23日（月）から令和4年7月4日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 一般競争入札事前説明会

一般競争入札事前説明会は実施しない。

7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。

(1) 提出場所 宮崎県総務部人事課人給システム担当

(2) 提出期限 令和4年6月22日（水）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 入札書、企画提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部人事課人給システム担当

(2) 提出期限 令和4年7月4日（月）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

(1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者

(2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の入札をした者

(4) 7(2)の提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者

(5) 8(2)の提出期限までに入札書等を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札書等を提出した者

(7) 2人以上の代理人をした者

(8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札書等を提出した者

11 総合評価の方法に関する事項

宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次のとおりとする。

「宮崎県次期人事・給与・庶務システム等の
再構築に係る設計・開発及び運用・保守業務」
落札者決定基準

1 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 1,600.00 点）により実施する。

- (1) 下表により、技術点と価格点の合計点数が最も高い入札者を落札候補者とする。ただし、最低基準点^{※1}を満たさない場合は、落札候補者となることはできない。なお、入札者が 1 者であっても最低基準点を満たした場合は落札候補者となることができる。

区分	点数	採点基準
技術点	1,200.00 点	提案内容より最大 1,200.00 点の配点を行う
価格点	400.00 点	価格点 = $400 \times (1 - \text{入札価格}^{\text{※2}} \times 1.1 / \text{予定価格}^{\text{※3}})$
合計点	1,600.00 点	

※1 最低基準点…技術点が最高得点の 60% (720.00 点) 以上であることとし、価格点は考慮しない。

※2 入札価格…入札参加者の提示する提案価格。(消費税を含まない。)

※3 予定価格…県が予定する落札金額決定基準により定める価格。

- (2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上あるときは、以下の手順により落札者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「機能要件における必須項目の合計点数」が最も高い者が 1 者のときは、その者を落札者とする。
- ③ ①②によってもなお決しない場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

技術点は、審査基準書の各項目について、別表第 1「採点基準表」のとおり 6 段階評価を行う。ただし、機能要件については、システム毎の各項目について、別表第 2「機能要件に関する採点基準表」により評価を行う。その結果、審査基準書において、1 つでも 0 点（記述がない、又は具体性及び実効性に著しく欠けるなど、県の要求水準を満たしていないもの。）又は、機能要件の必須項目について、1 つでも 0 点（対応不可のもの）の項目がある者は、落札候補者とししない。

(2) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予定価格で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 400 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。（上記 1 (1) に示す計算式に基づき算出）

ただし、入札参加者の入札価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した値が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

（別表第 1 「採点基準表」）

採点	採点の意味合い
5	具体性及び実効性があると認められ、県に実益をもたらす提案であることが客観的な根拠・指標をもって示されているもの。
4	具体性及び実効性があると認められ、県に実益をもたらす提案となっているもの。
3	具体性及び実効性があると認められ、標準的な提案となっているもの。
2	具体性及び実効性があると一定程度認められ、部分的に評価できるもの。
1	記述はあるが、具体性及び実効性に欠けるもの。
0	記述がない、または具体性及び実効性に著しく欠けるなど、県の要求水準を満たしていないもの。

（別表第 2 「機能要件に関する採点基準表」）

採点	採点の意味合い
2	パッケージシステム等に対応可能、又はそれと同等程度の提案のもの。
1	カスタマイズ又は代替手段に対応可能なもの。
0	対応不可のもの。

○別表第 1 の「採点 5」の目安は次のとおり。

- ・ 要求水準を超える提案が、実例等とともに具体的に示されていること。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力があること。
- ・ 県が評価要素と考える点について、具体的な記述が多数あること。

別紙_審査基準書

評価項目		評価基準	配点
1 基本的事項・考え方			
1-1	企業情報	企業概要	45
		類似業務の実績	
1-2	本業務の背景、目的の理解		
2 体制・プロジェクト管理等			
2-1	実施体制・スケジュール管理	業務実施体制	45
		プロジェクト管理	
		スケジュール管理	
3 設計・開発・運用・保守に関する事項			
3-1	要件定義・設計に係る作業内容		195
3-2	開発に係る作業内容		
3-3	運用に係る作業内容		
3-4	保守に係る作業内容		
4 満たすべき要件			
4-1	業務要件		
4-2	機能要件	共通機能	※機能要件対応表より事務局にて採点 ・機能要件対応表に示された機能要件について、機能要件ごとに受託者が提案するシステムによる対応可否等が明示されているか。 ・対応できない機能については、代替策が示されているか。
		人事管理	
		給与管理	
		庶務事務	
		人事評価	

	会計年度任用 職員管理	※機能要件対応表より事務局にて採点 ・機能要件対応表に示された機能要件について、機能要件ごとに受託者が提案するシステムによる対応可否等が明示されているか。 ・対応できない機能については、代替策が示されているか。	
4-3	非機能要件	ユーザビリティ及びアクセシビリティ	・以下のユーザビリティ及びアクセシビリティについて調達仕様書に記載の要件を充足し、具体的に提案されているか。 ○画面構成 ○操作方法の分かりやすさ ○指示や状態の分かりやすさ ○エラーの防止と処理
		システム構成	・クライアント端末、プログラム、サーバ、ネットワーク環境に係る要件が調達仕様書を充足しているか。 ・コスト、セキュリティ、利便性を考慮したシステム構成となっているか。
		性能	・調達仕様書に記載した性能要件を充足しているか。 ・性能テストは妥当な方法で計画されているか。 ・業務への影響を考慮した処理性能となっているか。
		信頼性	・調達仕様書に記載した可用性、完全性の要件を充足しているか。
		拡張性	・調達仕様書に記載した拡張性の要件を充足しているか。 ・法令変更等、将来を見据えた宮崎県にとって有益な提案となっているか。 ・法令変更等の内容が軽微なものである場合、宮崎県がパラメータの変更などで対応できる等、容易にメンテナンスが可能であるか。
		上位互換性	・調達仕様書に記載した上位互換性の要件を充足しているか。 ・OSやWebブラウザのサポート切れ対応で宮崎県にとって有益な提案となっているか。
		継続性	・調達仕様書に記載した継続性の要件を充足しているか。 ・費用対効果を考慮した継続性の提案となっているか。
		セキュリティ	・調達仕様書に記載したセキュリティに係る要件を充足しているか。
4-4	テスト	・調達仕様書に記載したテストにおける要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・各種テストにおいて品質を担保するための工夫が示されているか。	
4-5	移行	・調達仕様書に記載した移行における要件を踏まえて、移行範囲及び移行方法が根拠とともに具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・並行稼働期間及び切替の手法が、職員の業務影響を考慮した上で具体的に示されているか。	
4-6	教育	・調達仕様書に記載した教育における要件を踏まえて、作業内容及び作業方法が具体的に示されているか。 ・宮崎県、受託者の役割分担及び責任範囲が明確に示されているか。 ・管理者、利用者に必要となる成果物について考慮されているか。 ・運用開始後の安定利用に関するフォローが考慮されているか。	
5 契約終了後のフォロー			
5-1	契約終了後	・契約終了後のフォロー体制、保守延長について示されているか。 ・保守延長に関する考え方が示されているか。	15
技術点合計			1,200

入札価格による価格点

価格に関する事項

本業務にかかる入札価格について	【400 × (1 - 入札価格×1.1 / 予定価格※)】	400
-----------------	--------------------------------	-----

※予定価格は、「システム構築」と「5年間の運用・保守」にかかる費用の合計額で算出。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となった者が 2 者以上の場合、落札者決定基準の定めるところによる。）とし、必要があれば、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部人事課人給システム担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) 本委託業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Design, Development, Operation and Maintenance of the Miyazaki Prefectural Government Human Resources and Payroll Management System
- (2) Deadline for Submission of Tenders: 5:00p.m., July 4th, 2022
- (3) Name and Contact Details of the Department in Charge: Personnel Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government
2 - 10 - 1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501
Tel: 0985-26-7409

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 23 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 細島港曳船作業等業務（以下「本業務」という。）
- (2) 特定役務の特質等 細島港曳船作業等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
- (4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 名称 細島港
 - イ 所在地 日向市大字日知屋
- (5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、1 月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること

（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の内容は、委託期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。

イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運航要員とすることができる者であること。

ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 4 年 6 月 7 日午後 5 時までに 9 (1) の場所に提出し、事前に審査を受けること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 5 月 30 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わない認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課 宮崎県日向市大字日知屋字新開 17371-2 郵便番号 883-0062 電話番号 0982 (52) 5366

- (2) 期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 6 月 7 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課

- (2) 期間 令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 6 月 7 日まで（土曜日

及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

- (3) その他 設計図書は、宮崎県北部港湾事務所総務課において、8の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)、入札参加資格があると認められた者に、実費相当額徴収の上で交付する。

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎7階 県土整備部会議室 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 令和4年5月26日午後2時

8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和4年6月17日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7189
(2) 提出期限 令和4年7月20日午後2時
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。ただし、送付による場合は、(1)の場所に令和4年7月19日午後5時までに必着のこと。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県防災庁舎7階 県土整備部会議室
(2) 日時 令和4年7月20日午後2時

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。)第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
(2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
(3) 提出書類において不正があった入札
(4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で当該落札者となるべき者の次に最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の当該価格が調査基準価格を下回る場合は、調査を行うものとする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
(2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

14 調査基準価格

調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
(2) 積算内訳書
(3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連
(4) 手持曳船の状況
(5) 労働者の具体的配給見通し
(6) 過去に委託した業務の成績
(7) 信用状況

15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当

16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Hososhima Port
(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00 P.M. 7 June 2022
(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M. 20 July 2022 (tenders submitted by post 5:00 P.M. 19 July 2022)
(4) Contact point:Port Authority Division,Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan, TEL: 0985-26-7189

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 LAN用端末機器等の賃貸借及び保守
(2) 借入物品及び数量 LAN用端末機器等 一式
(3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
(4) 契約期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
(5) 納入場所 仕様書のとおり
(6) 要求所属 宮崎県警察本部情報管理課 宮崎市旭1丁目8番28号
(7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者であること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書を令和4年7月8日（金）午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。また、納入する物品が仕様を満たしているか、令和4年6月20日（月）午後5時までに要求所属へ提出（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）し、要求所属の審査を受けること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期間 令和4年5月23日（月）から令和4年7月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和4年5月23日（月）から令和4年6月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

※送付により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和4年7月12日（火）午前11時00分 ※送付にあつては、令和4年7月11日（月）午後5時00分必着とする。

(3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 令和4年7月12日（火）午前11時00分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:LA-N Terminal equipment, 1 set

(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 8 July, 2022

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称

- 宮崎県サーバ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
宮銀デジタルソリューションズ株式会社
宮崎市高千穂通1丁目5番14号
 - 5 随意契約に係る契約金額
95,277,600円
 - 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

正 誤

令和3年9月30日付け県公報（第242号）別冊中

ページ	誤	正																		
5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">給 料</th> <th style="width: 33%;">職員手当</th> <th style="width: 33%;">期末・勤勉 手当</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">68,829,170</td> <td style="text-align: center;">11,707,499</td> <td style="text-align: center;">27,452,315</td> </tr> </table>	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	千円	千円	千円	68,829,170	11,707,499	27,452,315	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">給 料</th> <th style="width: 33%;">職員手当</th> <th style="width: 33%;">期末・勤勉 手当</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">69,385,482</td> <td style="text-align: center;">11,598,788</td> <td style="text-align: center;">27,004,715</td> </tr> </table>	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	千円	千円	千円	69,385,482	11,598,788	27,004,715
給 料	職員手当	期末・勤勉 手当																		
千円	千円	千円																		
68,829,170	11,707,499	27,452,315																		
給 料	職員手当	期末・勤勉 手当																		
千円	千円	千円																		
69,385,482	11,598,788	27,004,715																		
8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">宮崎県</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">警察職</td> <td style="width: 30%;">大学卒</td> <td style="text-align: center;">211,400円</td> </tr> </table>	区 分		宮崎県	警察職	大学卒	211,400円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">宮崎県</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">警察職</td> <td style="width: 30%;">大学卒</td> <td style="text-align: center;">203,800円</td> </tr> </table>	区 分		宮崎県	警察職	大学卒	203,800円						
区 分		宮崎県																		
警察職	大学卒	211,400円																		
区 分		宮崎県																		
警察職	大学卒	203,800円																		

--	--